県内職業系高校のキャリア追跡調査務委託　仕様書

１．業務目的

山梨県の令和５年３月の高校生就職決定状況において、約3,000人分の高卒者求人（県内公立全日制高校の卒業者数約5,000人）があり、県内企業の高校生に対する求人数は高い水準で推移している。しかし、全日制高校卒業者の実際の県内就職者数は約750人に留まっている。そのうちの約480人（64％）が職業系学科※１の卒業者（職業系学科と総合学科※２を合わせると、県内就職者のうち約680人（91％）を占める）である。よって、県内職業系高校※３の卒業者が、就職した県内企業の主要な人材を担っていると推測できる。

高卒者を求める県内企業が数多く存在する中、職業系高校の志願者及び倍率は年々減少しており、県内産業界への人材輩出の減少が懸念されるところである。その主な要因は、①職業系高校の卒業生が県内産業を支えている実情や、就職先における活躍や処遇などの実態が、中学生やその保護者及び中学校に正しく伝わっていない※４、②職業系高校に進学すると、「将来の活躍の場が狭まるのではないか」といった不安があるからだと考えられる。

そこで、本調査で職業系高校卒業者の具体的なキャリアを明らかにするような追跡調査を行い、県内就職先での状況（キャリアパス※５、処遇等）を把握・分析することで職業系高校を再評価し、中高生のライフプラン形成を支援することや今後の職業系高校のキャリア教育支援の参考としたい。

※１･･･職業系学科とは、農業科・工業科・商業科をいう。

※２･･･総合学科とは、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習や、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習ができる学科をいう。

※３･･･県内職業系高校とは、北杜高校・韮崎工業高校・甲府工業高校・甲府城西高校・農林高校・青洲高校・笛吹高校・塩山高校・都留興譲館高校・富士北稜高校・甲府商業高校をいう。

※４･･･具体例としては、県内職業系高校卒業生が県内企業で、どのような役職で仕事しているか、どのようなキャリア（経験）を積んできたか、どの程度の給与収入を得ているか、どのくらい満足感があるか、高校での学びが役に立っているか、などと考える。

※５･･･把握したいキャリアパスとは、県内職業系高校卒業者は雇用された時点での職種や待遇などからステップアップできているか、十分な賃金を貰い豊かな人生を送れているかどうかといった状況をいう。

**２．委託期間**

本業務の委託期間は、契約の締結日から令和６年３月１５日

**３．業務内容　　（下線部を重点提案事項とする）**

　県内企業において、職業系高校を卒業した人材が卒業後に歩んでいるキャリア（経歴・役職など）や満足度、賃金や定着率、企業内における評価などを調査し把握することで、得たデータによるさまざまなクロス分析などにより、職業系高校の卒業生が県内企業で活躍している姿を明らかにする。

受託者は、以下の（１），（２）に係る調査及び（３）～（５）の業務を行うものとする。

　（１）県内の就職先企業を対象としたアンケート調査

　　過去５年間の県内の職業系高校卒業生の就職先となった県内企業約600社を対象として、各企業における県内職業系高校卒業生と大学卒業生の就職状況や、各企業におけるキャリアパスや給与体系などに関するアンケート調査を行う。

　【概要】

　　ア）　対象：県内職業系高校卒業生の県内就職先から県が抽出した600社

　　　　※過去５年間の県内職業系高校生の就職先は、県教育委員会より受託者に提供する。また、調査の趣旨については、本県より各企業宛ての文書を作成し、調査用紙発送時に依頼する。

　　イ）　調査趣旨：上記業務目的の達成のほかに、調査に協力する企業にとっても、今後職業系高校卒業生を確保するために有効な情報を得られるような構成とする。

　　　　※有効な回答を得るために、質問内容などに関しては、事前に県高校教育課と協議を行うこと。

　　ウ）　アンケート項目例：業種、従業員数、事業規模（資本金）、従業員男女比、高卒大卒者採用状況、高卒大卒者賃金（新卒時、40歳時のモデル賃金など）、定着率、高卒従業員に対する評価など、目的を達成するために有効な項目を提案いただく。

　　エ）　実施方法：郵送による配付、郵送またはWEBによる回収

　　　　※内容に不備があった際に問い合わせができるような方法を提案いただく。

　　オ）　回収率：対象企業数の４割程度を想定

　（２）県内の就職先企業で働く社員を対象としたアンケート調査及びインタビュー調査

　　（１）のアンケート調査とあわせて、上記県内企業600社で働く県内職業系高校卒業生及び大学卒業生の正社員に、これまでのキャリアパスや現在の就業状況、給与、キャリアに対する満足、インタビュー調査の可否などに関するアンケート調査を行う。また、調査結果を補完するため、回答者20名程度へのインタビュー調査を行う。

　【概要】

　　○社員アンケート調査

　　ア）　対象：各企業で働く正社員のうち、県内職業系高校卒業生及び大学卒業生各２名、合計４名、合計2,400名（県内職業系高校卒業生・大学卒業生各1,200名）。ただし、従業員100名以上の企業は各５名とする。対象年齢は、30～40代を想定。

　　イ）　調査趣旨：上記業務目的の達成のほかに、調査に協力する企業にとっても、今後職業系高校卒業生を確保するために有効な情報を得られるような構成とする。

※有効な回答を得るために、質問内容などに関しては、事前に県高校教育課と協議を行うこと。

ウ）　アンケート項目例：最終学歴（学科含む）、業種、従業員数、事業規模（資本金）、職種、年齢、役職、賃金、キャリアパス（経歴）、ワークライフバランス（仕事及び生活）への満足度など、目的を達成するために有効な項目を提案いただく。

　　　エ）　実施方法：（1）の企業アンケートと合わせて郵送により配布し、企業経由で従業員に

回答の依頼をお願いする。回答はWEBによる。

　　　オ）　回収率：対象者数の４割程度を想定

　　　○社員インタビュー調査

　　　ア）　対象：県内職業系高校を卒業して勤務した者及び県内職業系高校卒業者で大学卒業後に勤務している者、各10名（合計20名）程度

　　　イ）　インタビュー項目例：現職業を選択した理由、職業系高校に求めることなど、アンケート調査を補完できる内容とする。

　　　　　※個々のインタビューから、具体的なキャリアパスが把握できるような内容とする。

　　　ウ）　実施方法：（２）の社員アンケート調査実施時に、インタビューにご協力いただける方を募集、オンラインによる実施（１人あたり30分程度を想定）。

（３）アンケート調査結果の分析

　　企業及び個人に対するアンケート調査およびインタビュー調査の結果について、特に以下の　観点から単純分析・クロス分析を行う。

　　【概要】

ア）　県内企業における県内職業系高校卒業生と大学卒業生のキャリアパスの違い

イ）　県内企業における県内職業系高校卒業生と大学卒業生の給与やキャリアに対する満足度の違い

ウ）　各業種において想定されるキャリアパスの違い

エ）　農業・工業・商業の学科ごとにおける特徴・魅力・課題の洗い出し

オ）　その他

※業務目的にあった結果を得るために、分析内容などに関しては、随時、県高校教育課と協議を行うこと。

　（４）職業系高校への進学者数の増加に向けた課題の整理

　　　アンケート調査・インタビュー調査の分析結果を踏まえて、県内職業系高校を再評価するための魅力や強みを明らかにするとともに、今後の職業系高校の知名度向上やイメージアップ、志願者増加に向けた課題等についてまとめる。

　　【概要】

ア）　農業・工業・商業の学科ごとにおける課題解決に向けた検討の視点の提示

イ）　職業系高校のイメージアップや志願者増加に向けた手立ての提示

　（５）報告書の作成

　　　以上の内容を、調査報告書としてとりまとめる。また、調査報告書をもとにして、県内中高生のライフプラン形成を支援することや今後の職業系高校のキャリア教育の支援のために、各高校が共有・活用できるデータを作成する。

**４．成果品**

　　・調査報告書　２部

　　・調査報告書電子データ一式

電子媒体（DVD-Rなど）に格納し１枚（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式［ワード、エクセル、パワーポイント等］とする。）

**５．その他**

　（１）受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

　（２）成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

　（３）委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

　（４）著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

　（５）本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。

　（６）当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた時は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。

　（７）本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例　（平成16 年条例第35 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

以上